令和７年度
平田村財政健全化審査意見書及び
公営企業資金不足比率審査意見書

平田村監査委員

Ⅰ　令和７年度決算における財政健全化審査意見書

１　審査の対象

(1) 実質赤字比率
(2) 連結実質赤字比率
(3) 実質公債費比率
(4) 将来負担比率

２　審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、令和７年度決算に基づく健全化判断比率とその算定基礎となる村から提出された資料により法で示された財政健全化判断比率である上記の４指標の算出にあたり適正な数値が導き出されているか審査した。

国で示した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考にして審査したほか、指標の基礎となる算定資料が適正に作成されているかを審査した。

３　審査の実施期間

令和８年７月８日から７月１４日までの４日間

４　審査の場所

平田村役場　第３会議室

５　審査の結果

審査に付された令和７年度平田村一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、関係法令に準拠して適正に算出されており、それぞれの指標の算定基礎となった資料も適正に作成されていると認める。

６　指標の結果

(1) 財政健全化判断比率（財政健全化法第３条関係）　　　　（単位：%）

指　　標	令和７年度 (A)	令和６年度 (B)	比 較 (A)-(B)	参考数値	
				早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	―	―	―	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	―	―	―	20.0	30.0
③実質公債費比率	13.7	14.3	△0.6	25.0	35.0
④将来負担比率	― (△23.4)	― (△6.7)	― (△16.7)	350.0	

(2) 指標の概要

国で示す基準値を超えた場合は、財政的に「危険」だと見なされ改善にむけた計画を作成しなければならない。４指標のうち１項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければならない。

① 実質赤字比率

一般会計の歳入と歳出の差引の形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、村税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。

赤字ではないため、「－」と表示している。

② 連結実質赤字比率

村の全ての会計（一般会計のほか国保会計などの特別会計及び公営企業会計を含む）を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。

赤字ではないため、「－」と表示している。

③ 実質公債費比率

村の一般会計などから支出する元利償還金などの標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど財政が健全であることを示す。

早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると 0.6 ポイント減少している。

④ 将来負担比率

村の一般会計などが将来負担するべき実質的な負債の標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど財政が健全であることを示す。

本年度の比率は発生せず早期健全化基準を大きく下回っている。

7　審査意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額ともに該当ありません。

また、実質公債費比率及び将来負担比率ともに基準値を下回っており健全な財政の範囲にあることを示しており、指摘すべき事項はありません。

Ⅱ　令和７年度決算における公営企業資金不足比率審査意見書

１　審査の対象

(1) 簡易水道事業会計

(2) 農業集落排水事業会計

２　審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、同法で示された公営企業の資金不足比率の算出にあたり適正な数値が導き出されているか審査した。国で示した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考にして審査したほか、指標の基礎となる算定資料が適正に作成されているかを審査した。

３　審査の実施期間

令和８年７月８日から７月１３日までの４日間

４　審査の場所　　　平田村役場　第３会議室

５　審査の結果

審査に付された資金不足比率は、適正な方法で導きだされ正確であると認める。また、それぞれの指標の算定基礎となった資料も適正に作成されていると認める。

６　指標の結果

(1) 公営企業会計資金不足比率(財政健全化法第22条関係)　　　　(単位:%)

指　　標	令和７年度 (A)	令和６年度 (B)	比　較 (A)-(B)	参考数値 国で示す早期健全化基準値
簡易水道事業会計	―	―	―	20
農業集落排水事業会計	―	―	―	

(2) 指標の概要

村の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字(不足)の場合の、事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標である。

いずれの会計も資金が不足していないため「―」と表示している。

７　審査意見

いずれの会計も黒字であり、さらに健全化基準値を下回っており、指摘すべき事項はありません。しかしながら、事業会計のうち一般会計からの補助金により収支均衡を保っている会計もあり、なお、一層の計画的な財政運営を行い、引き続き各比率について適正な水準の維持に努めるよう要望し、審査意見とする。